

令和2年度後期授業料免除申請要項

鹿児島工業高等専門学校

I 授業料免除申請について

1 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免

令和2年4月から、高等教育の修学支援新制度がスタートしました。認定要件を満たす学生は、支援区分に応じて、授業料等減免と給付奨学金による経済的支援を受けることができます。支援を受けるには、本人からの申請とともに日本学生支援機構給付奨学金への申請が必要です。**授業料等減免希望者は、日本学生支援機構給付型奨学金へ必ず申請**してください。

◎対象：4，5年生及び専攻科生

◎認定要件：

(1) 国籍・在留資格等に関する要件

－ 日本国籍を有する者、法定特別永住者等

(2) 大学等に進学するまでの期間等に関する要件

－ 高等学校等（高専3年次修了含む）を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、大学等（4年次進級含む）に入学した日までの期間が2年を経過していない者等

(3) 学業成績等に関する基準

○4年生（編入生含む）

次のいずれかに該当すること

- ・ 高校等（高専1～3年次）における評定平均値が3.5以上もしくはそれに準ずる成績であること、又は、入学試験の成績が上位2分の1以上であること
- ・ 高校卒業程度認定試験の合格者であること
- ・ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

○5年生、専攻科生

次のいずれかに該当すること

- ・ 期末試験の成績（前期は前年度学期末、後期は前期末試験と対象とする）が在学する学科等における上位2分の1の範囲に属すること
- ・ 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

(4) 家計の経済状況に関する基準

○収入基準

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額

区分	減免額算定基準額	減免額
第Ⅰ区分	100円未満	満額（上限の範囲内）
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	第Ⅰ区分の減免額の2/3
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	第Ⅰ区分の減免額の1/3

○資産基準

学生及び生計維持者（2人）の資産額の合計が2,000万円未満（生計維持者が1人のときは1,250万円未満）であること

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含まない）

2 提出書類

「提出書類」を参照してください。なお、提出した書類は返却しません。

3 免除許可・不許可の連絡

選考結果は、保護者宛に文書で通知します。

4 その他

- ・申請書類等に虚偽があったときは、許可を取消す場合があります。
- ・前期申請時に前期分と後期分を一括申請したときでも、選考はそれぞれ各期ごとに行うため、前期と後期で選考結果が異なる場合があります。
- ・後期は10月1日現在の状況をもとに選考を行います。
- ・授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。

前期に『高等教育の修学支援新制度』に採用された者は、日本学生支援機構にて家計状況による、就学支援区分の見直しがあります。見直しの結果、10月から修学支援区分が変更になる場合もあります。修学支援区分が変更になった際は、給付奨学金の受給額、後期授業料の減免額も変更になりますので、あらかじめご了承ください。なお、審査は、給付奨学金申請時に提出いただきましたマイナンバーを利用して行われますが、マイナンバーが提出できない、またはマイナンバーから情報が取得できない場合は、別途書類の提出をお願いすることがあります。

Ⅱ 提出書類

1 全員が提出するもの

区分	提出書類	発行機関等
高等教育の修学支援新制度による授業料等減免申請者	大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書 【対象者：修学支援新制度前期不採用者、未申請者】	(A様式1)
	大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定の継続に関する申請書 【対象者：修学支援新制度前期採用者】	(A様式2)

2 該当者が提出するもの

区分	提出書類	発行機関等
高等教育の修学支援新制度による授業料等減免申請者	給付奨学生証のコピー	日本学生支援機構

< 提出期限等 >

提出先：学生課学生係

高等教育の修学支援新制度				
区分	学年	申請書類	提出期限	
高等教育の修学支援新制度申請者	4年以上	大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書 【対象者：修学支援新制度前期不採用者、未申請者】	後期	令和2年10月6日
		大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定の継続に関する申請書 【対象者：修学支援新制度前期採用者】		

(注)

1. 申請書類に不備・不足等がある場合は受付できません。
2. 提出期限までに申請書類が提出されなかった場合は、申請がなかったものとみなします。
3. 提出期限後の提出については受付できません。
4. ご不明な点等ありましたら、学生課 (TEL：0995-42-9015) までお問い合わせください。

Ⅲ 提出書類様式

(A様式1) 授業料免除申請書

(A様式2) 授業料免除継続申請書

〈参考〉 後期授業料免除申請提出書類フローチャート (4年生)

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

A様式1

令和 年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

私は、貴校に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、鹿児島工業高等専門学校が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が鹿児島工業高等専門学校の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を付した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ			入学年月	年 月 入学	
	氏名					
	生年月日	(西暦)	年 月 日生	(歳)		
	現住所	〒	—	都道府県	市区町村	
	学科・専攻			学籍番号		
	学年		昼間・夜間・通信の別	<input type="checkbox"/> 昼（昼夜開講を含む）	<input type="checkbox"/> 夜	<input type="checkbox"/> 通信
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(*)	(学校名)			(期間/月数)	年 月～ 年 月 / 月
	過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。			ある ・ ない		
機構の給付奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。)						
<input type="checkbox"/> 在学採用の申込を行う予定の者		後期実施予定の日本学生支援機構給付奨学金の募集説明会に必ず参加し、所定の期日までに給付奨学金の申請を行ってください。申請がなければ、不採用の扱いとなります。				
<input type="checkbox"/> 在学採用の申込を行わない予定の者		高等教育修学支援新制度による授業料減免制度を受けることはできません。				
保護者	保護者（主たる学資負担者）（申請者との続柄） 氏名（自署）					

申請書の作成にあたっての注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。給付奨学金の申込みを行わず（行う予定がなく）、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、（別紙1）の提出が必要です。更に、本学に編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）した学生であって、編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ある場合は、あわせて（別紙2）の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて別紙3の提出が必要です。（給付奨学金をあわせて申し込む（既に申し込んでいる）場合は、別紙1～3の提出は不要です。）
- なお、給付奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ロ 給付奨学金に未申請のため、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付奨学金の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本学に申し出てください。
- ハ 「機構の給付奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、採用候補者決定通知のコピーを必ず添付してください。
- ニ 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ホ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。
- ヘ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書

A様式2

令和 年 月 日

鹿児島工高等専門学校長 殿

私は貴校に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の継続を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、鹿児島工業高等専門学校が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること及び機構が鹿児島工業高等専門学校の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を付した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ			入学年月	年 月 入学
	氏名				
	生年月日	(西暦)	年 月 日生	(歳)	
	現住所	〒	—	都道府県	市区町村
	学科・専攻			学籍番号	
	学年		昼間・夜間・通信の別	<input type="checkbox"/> 昼（昼夜開講を含む）	<input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信
	日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報				
	給付奨学金の奨学生番号				
保護者	保護者（主たる学資負担者）（申請者との続柄） 氏名（自署）				

申請者	国立高専機構における後期授業料免除制度への申請・継続希望（以下5年生、専攻科生のみ記載）
	<p>(1) 申請・継続希望 (あり ・ なし)</p> <p><注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：経済的理由及び災害等による特別な理由によって授業料の納付が困難であり、学業優秀と認められる学生 ・別途、所得証明書等関係書類を提出する必要があります。 ・新制度による授業料減免額により、機構における授業料免除制度の対象とならない場合があります。
	以下、(1) でありに○をつけた方のみ回答してください。
	<p>(2) 国立高専機構における前期授業料免除申請状況について</p> <p><input type="checkbox"/> 申請 (3) へ進む</p> <p><input type="checkbox"/> 未申請 (4) へ進む</p> <p>(3) 令和2年度前期授業料免除申請時の家庭状況等申告書からの変更について</p> <p><input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり</p> <p>(4) 申請区分</p> <p><input type="checkbox"/> 経済的な理由による申請【対象：5年生以上】</p> <p><input type="checkbox"/> 災害等による特別な理由による申請</p> <p>学校記入欄 <input type="checkbox"/> 機構規則第109号第7条による申請 <input type="checkbox"/> 特別措置第2条第三項による申請</p> <p>(5) 申請理由（具体的に記入すること）</p> <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%;"></div>
	※各種証明書類等は、各校が定める提出期限までに学生課窓口へ提出してください。
保護者	<p>申請にあたり、以上の内容に相違ないことを申し立てます。</p> <p style="text-align: center;">保護者（主たる学資負担者） （申請者との続柄 ）</p> <p style="text-align: center;">氏名（自署）</p>

- ※ 日本学生支援機構の給付奨学金を併せて受けていただくことが基本です。「日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙を必ず提出してください。
- ※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ※ 給付奨学金を受給しておらず、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙1の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて別紙2の提出が必要です。（給付奨学金をあわせて受給している場合は、別紙1～3の提出は不要です。）

<参考> 後期授業料免除申請提出書類フローチャート（4年生）

